

医 感 第 1449 号
令和 7 年 4 月 18 日

施設長 様
看護部長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

「災害支援ナース養成研修」受講にあたっての大阪府への協力について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、医療法が改正されました。

この改正に伴い、災害支援ナースはDMAT・DPAT同様に、「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけられ、その業務は大阪府と医療機関間の協定に基づくものとされています。

つきましては、本年度、大阪府看護協会が実施する「大阪府災害支援ナース養成研修」の受講にあたっては、下記についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【研修受講にあたっての協力事項】

- 1 研修修了後、「災害支援ナース」及び「災害・感染症医療業務従事者」への登録

※災害・感染症医療業務従事者の活動

災害時及び国民の生命及び健康に重大な影響を与える（おそれがある場合も含む）感染症まん延時に、被災地等の医療機関、避難所、宿泊療養施設等に派遣され、看護支援活動を行う

- 2 「災害支援ナース」が所属する病院と大阪府間において、「災害支援ナースの派遣に関する協定」の締結

【問い合わせ先・提出先】

〒540-8570 大阪府中央区大手前 2 丁目

大阪府健康医療部保健医療室

医療・感染症対策課医療人材確保グループ 図佐

府庁代表： 06-6941-0351（内線2539）

直 通： 06-6944-6692

E-mail: kango-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp

災害支援ナースの制度改正について

大阪府健康医療部保健医療室
医療・感染症対策課 医療人材確保グループ

◎ 現行の災害支援ナースの概要

- ✓ 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において養成。
- ✓ 災害支援ナースの主な活動内容
 - ・ 被災した医療機関における看護業務
 - ・ 避難所の環境整備や感染症対策
 - ・ 避難所における心身の体調不良者に対する受診支援、医療チームへの橋渡し、救急搬送 等

◎ 現行の災害支援ナース登録者数

10,251人（令和3年3月末現在） （内訳：保健師 138人、助産師 242人、看護師 9,767人、准看護師 116人）
注）一人が複数の免許を登録しているケースもあるため、登録者数の合計とは一致しない

◎ 災害支援ナースの活動実績

日時	災害名称	派遣実績
2011年3月	東日本大震災	日本看護協会による派遣調整（40都道府県看護協会：延べ3,770人）
2016年4月	熊本地震	熊本県看護協会：延べ273人、日本看護協会による派遣調整（15都府県看護協会：延べ1,688人）
2018年7月	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛県看護協会、日本看護協会による派遣調整（6府県看護協会：延べ336人）
2018年9月	北海道胆振東部地震	北海道看護協会：延べ248人
2019年9月	房総半島台風	千葉県看護協会：延べ79人
2019年10月	東日本台風	宮城・福島・栃木・長野県看護協会：延べ265人、日本看護協会による派遣調整（2県看護協会：延べ208人）
2020年7月	令和2年7月豪雨	熊本・大分県看護協会

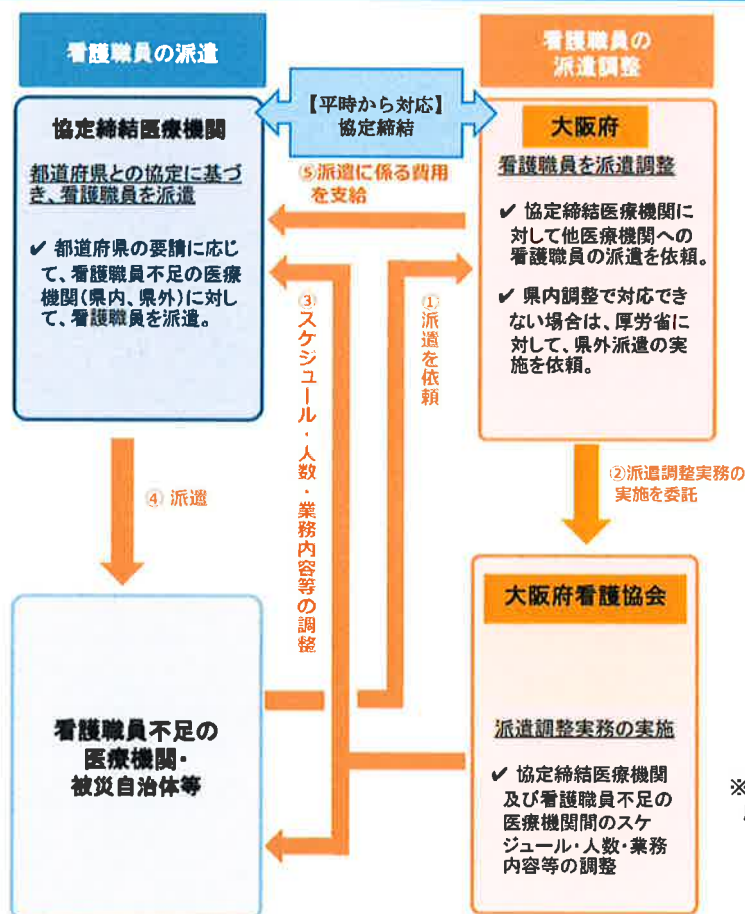
医療法改正（R6.4月施行）

- 新興感染症発生・まん延時の他の医療機関への派遣などにも対応できるよう、災害支援ナースの活動を充実。
- 災害支援ナース（災害・新興感染症対応）を改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけ、都道府県・医療機関間の協定に基づく業務と位置づけることにより、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備。

- 令和4年12月に成立した改正医療法・改正感染症法において、以下の仕組みが法定化（令和6年4月施行）。
 - ✓ 厚労大臣から委託を受けた者が実施する研修の修了等の厚労省令で定める基準を満たした医療従事者を「災害・感染症医療業務従事者」として登録。
 - ✓ 都道府県知事からの求めに応じて、厚労大臣から委託を受けた者は、「災害・感染症医療業務従事者」のリストを都道府県知事に対して提供。
 - ✓ 都道府県知事と医療機関の間で、「災害・感染症医療業務従事者」の他の医療機関等への派遣（県内・県外）に係る協定を締結。
 - ✓ 災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る費用を公的に負担（都道府県、国庫）
- 令和6年4月から、DMAT・DPATと同様、災害支援ナースについても、「災害・感染症医療業務従事者」に位置づける予定。これによって、災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る費用を公的に負担（都道府県、国庫）し、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備する。
 - ※ 改正医療法の施行前の令和5年度に災害支援ナース養成研修を修了した災害支援ナースについても、「災害・感染症医療業務従事者」に位置づける。

3

災害支援ナースの派遣の仕組み:災害・新興感染症発生時の対応



4

大阪府における災害支援ナースの派遣に関する協定

大阪府知事（以下「甲」という。）と「医療機関名」の管理者（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、国が定める災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。
2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第 8 条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第 9 条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第 4 条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 7 条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第 2 項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 5 条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第 11 条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第 4 条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 大阪府知事 吉村 洋文

乙 【医療機関名】 «医療機関名»

【保険医療機関番号】 «保険医療機関番号»

【住所】 «住所»

【管理者名】 «管理者職» «管理者名»